

令和 7 年度 「応募型研修助成」について

	R 7 応募規定 ※太字は R6 からの変更点
Ⅰ 短期視察研修補助事業	①教職員個人や学校現場が抱える課題の解決のため ②県内外の教育機関で 5 日以内 ③後補充等の紹介及び謝礼補助 ④郡市教育会の補助を受けている場合は対象外 ・補助金 ①本人 1 日 15,000 円 以後 1 日につき 5,000 円増額 ②学校 後補充謝礼等 1 日 5,000 円 ⑤補助対象の決定は、信濃教育会会長が行う。 ⑥研修期間は、5 日以内とする。移動日は含めない。 ⑦研修先は、主に県外の学校及び教育機関を原則とする。(事情により県内も可) ⑧研修先は、1 箇所を原則とし、日々の実践を視察研修するもの。 ⑨補助は 2 年に 1 度とする。 ⑩ Ⅰ 及び Ⅲ の助成を同一年に重複して受けることはできない ⑪応募は予算上限に達した時点でホームページで知らせ、受付を終了する。
Ⅱ 自主的校内研修補助事業	①会員の職能向上のため学校独自に行う校内研修 ②補助金 1 校 10,000 円 + 20,000 円 × 会員率 ※会員率 (会員数 / 県費教職員数) 県費教職員数は非常勤講師を除く ※会員数は市町村費・非常勤等含めた全て ③補助金は講師謝礼、資料作成等、研修に必要なもの ④講師謝礼の対象は、外部有識者又は教員 O B (校内教職員は対象外) ⑤特別支援学校は部単位でも可能とする ⑥補助対象校の決定は信濃教育会会長が行う ⑦ 応募は 6 月末日までとする。
Ⅲ 学び続ける教師への助成事業	①会員の学術分野における研究調査活動並びに専門的な知識・技能の習得(スキルアップ)に対して助成を行う。 ②助成の決定は「助成申込書」をもとに信濃教育会会長が判断する。 ③助成額 1 人上限 5 万円 ④ 助成は 2 年に 1 度とする。 ⑤ Ⅰ 及び Ⅲ の助成を同一年に重複して受けることはできない。 ⑥他の団体等から助成を受けている場合は、その旨を申込書に記述する。 ⑦ 応募は予算上限に達した時点でホームページで知らせ、受付を終了する。 〔助成の例〕 ○個別最適な学び・協働的な学び・探究的な学び等に関する研究 ○自然科学及び人文科学に関する研究調査 ○特別支援教育に関わるスキルアップ等

◇申込み手続き等について

- 信濃教育会ホームページ「研修補助金」メニューから入り、各事業説明ページの下欄にある「申請等書類」から申込書をダウンロードし、必要事項を記入後 (校長記入欄有)、メールにて下記信濃教育会事務局宛に送付する。なお、補助金振込先は**Ⅰ**～**Ⅲ**ともに「学校代表口座 (校長・教頭・学校名等が口座名義人)」とする。 信濃教育会事務局 E-mail : josei@shinkyo.or.jp
- 信濃教育会は、申込書をもとに補助決定後、決定通知を学校長宛にメール送付し補助金を振り込む。
なお、**Ⅰ**及び**Ⅲ**の補助金については学校長から助成を受ける職員に渡す。
- 研修終了後は、速やかに「報告書」を事務局宛送付する (最終提出期限は 2 月末日)。
※詳細は信濃教育会ホームページでご確認ください。